



2025年11月7日

各位

会社名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 辺 博
(コード番号 1721 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 後 藤 成 人
(TEL: 03-3448-7100)

当社及び当社子会社従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象として株式交付信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度は、2026年3月までに導入することを予定しておりますが、具体的な株式交付信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

記

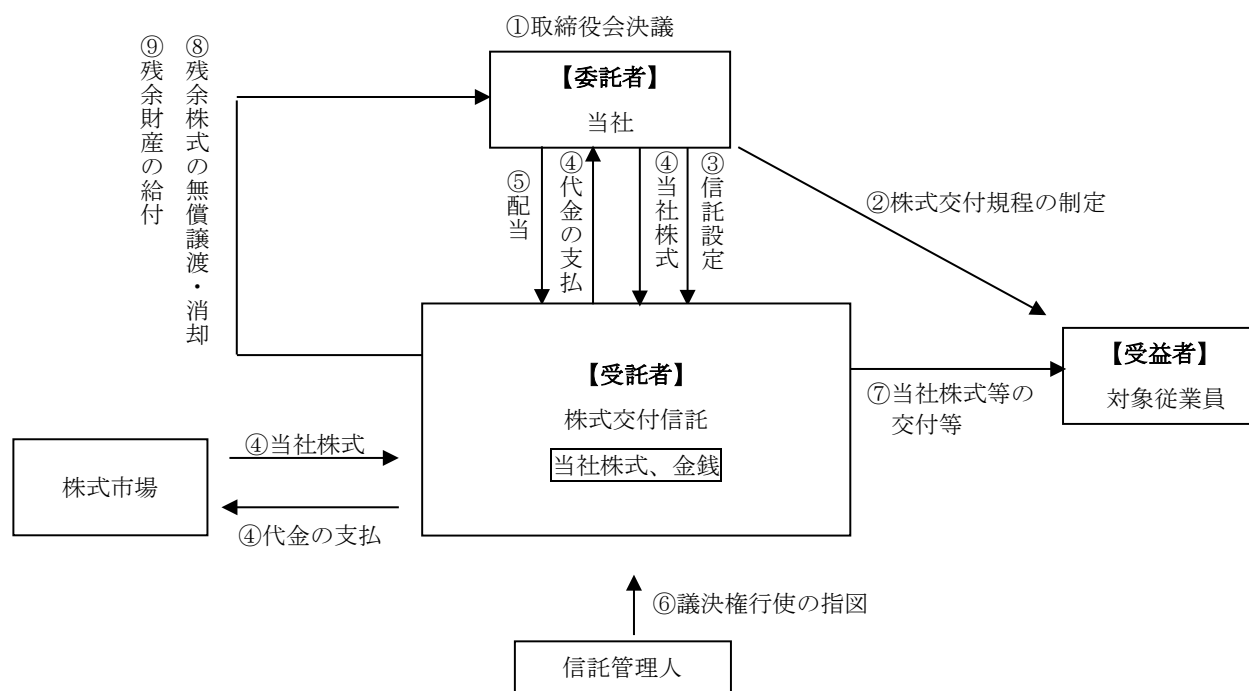
1. 本制度導入の目的

当社グループでは、「コムシスグループ 2030 ビジョン」を策定し、「通信基盤づくり×ITシステムづくり×社会システムづくり＝無限の可能性で新たな価値を届けるリーディングカンパニー」を当社グループのありたい姿としております。当社グループの1つ1つの事業を大事にしながら、事業の掛けあわせにより、様々な社会の課題解決、社会の発展に貢献するグループであり続けます。

ありたい姿の実現に向け、社員のエンゲージメント向上は欠くことのできない重要なテーマのひとつとして位置付けております。対象従業員の会社業績への貢献意識を高めるとともに従業員エンゲージメントの向上を目的として、本日開催の取締役会において、対象従業員を対象とした本制度を導入することを決定いたしました。

本制度は、株式交付信託の仕組みを採用し、予め定める株式交付規程に基づき、原則として、退職後に対象従業員に対して当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付及び給付（以下「交付等」といいます。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社及び当社子会社は、本制度の導入に関して取締役会決議等の必要な手続を行います。
- ② 各対象会社は、対象会社ごとに本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とする株式交付信託を設定します。
- ④ 株式交付信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ 株式交付信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、株式交付信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、対象従業員には株式交付規程の定めに従い、所定のポイントが付与され、累積します。所定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、原則として退職後に、累計ポイント数に応じた株数の当社株式が交付されます。なお、信託契約の定めに従い、株式交付信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付する場合があります。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度として株式交付信託を継続利用することができます。なお、株式交付信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、株式交付信託から当社へ当該残余株式を無償譲渡し、当社は取得した当社株式を消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた株式交付信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、株式交付信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により株式交付信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） 株式交付信託は、対象従業員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、株式交付信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得する可能性があります。